



# 栃木県公報

平成31（2019）年  
4 月 23 日（火）  
第3083号

## 目 次

### 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 415
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 417
- 介護保険法による介護老人保健施設の開設許可..... 418
- 介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止..... 418
- 介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止..... 419
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定..... 420
- 同..... 420
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定に係る変更..... 421
- 同..... 421
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定辞退..... 421
- 同..... 421
- 私立学校の廃止認可..... 422
- 道路の区域の変更..... 422
- 道路の供用開始..... 423

### 公 告

- 平成31（2019）年度狩猟免許試験の実施..... 423
- 平成31（2019）年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施..... 425
- とちぎ福祉プラザの利用料金の承認..... 427
- 土地改良区役員の退就任..... 429
- 土地改良区営土地改良事業の換地処分の届出..... 431
- 公共測量の終了..... 432
- 開発行為の工事完了..... 432

## 告 示

### 栃木県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年 4 月 23 日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
0970501490	株式会社ワンパーソン 代表取締役社長 渡邊 一人	ヘルパーステー ションいちごいち え	鹿沼市万町754番 地1	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	訪問介護

0960290138	株式会社ライカ 代表取締役 齋藤 季子	訪問看護ステーションとことこ	足利市山下町876番地2	平成 31 (2019) 年 4月1日	訪問看護
0960290146	株式会社ZAC 代表取締役 石山 聖矢	訪問看護ステーションup	足利市鹿島町603番地3 プレジール鹿島A102	平成 31 (2019) 年 4月1日	訪問看護
0970203436	医療法人愛恵会 理事長 伊勢 和宏	あいファミリークリニック足利	足利市寺岡町字宿郷505番地1	平成 31 (2019) 年 4月1日	訪問リハビリテーション
0970203428	株式会社シーバー 代表取締役 柴宮 克規	デイサービスサクラ	足利市大前町720番地1	平成 31 (2019) 年 4月1日	通所介護
0970402335	株式会社HSコーポレーション 代表取締役 早川 茂	デイサービスセンターほほえみ古里館	佐野市多田町1722番地1	平成 31 (2019) 年 4月1日	通所介護
0970802831	株式会社Y & K 代表取締役 増山 裕英	ふれあいの里・なごみ	小山市卒島1281番地2	平成 31 (2019) 年 4月1日	通所介護
0970900833	株式会社ヴァティー 代表取締役 佐藤 明	ケアステーションあさひ真岡第貳	真岡市下高間木1丁目28番地2	平成 31 (2019) 年 4月1日	通所介護
0951380021	医療法人社団葵会 理事長 新谷 幸義	介護老人保健施設葵の園・那須塩原	那須塩原市鍋掛1088-719	平成 31 (2019) 年 4月1日	通所リハビリテーション
0970203444	社会福祉法人シーズンズ 理事長 売野 安和	特別養護老人ホームあしかが西の杜	足利市山下町2422番地1	平成 31 (2019) 年 4月1日	短期入所生活介護
0970802823	社会福祉法人明朗会 理事長 野口 起生	短期入所生活介護事業所ソレイユ思川	小山市松沼579番地1	平成 31 (2019) 年 4月1日	短期入所生活介護
0951380021	医療法人社団葵会 理事長 新谷 幸義	介護老人保健施設葵の園・那須塩原	那須塩原市鍋掛1088-719	平成 31 (2019) 年 4月1日	短期入所療養介護
0970302139	株式会社東京インテリア メディカルサービス 代表取締役 根本 勝雄	東京インテリアMS栃木	栃木市平柳町一丁目35番31号	平成 31 (2019) 年 4月1日	福祉用具貸与
0971301577	トーモク株式会社 代表取締役 齋藤 敬	トーモク株式会社ホームケア事業部 ケアショップなす	那須塩原市四区町680番地4	平成 31 (2019) 年 4月1日	福祉用具貸与
0970302139	株式会社東京インテリア メディカルサービス 代表取締役 根本 勝雄	東京インテリアMS栃木	栃木市平柳町一丁目35番31号	平成 31 (2019) 年 4月1日	特定福祉用具販売

0971301577	トーモク株式会社 代表取締役 斎藤 敬	トーモク株式会社 ホームケア事業部 ケアショップなす	那須塩原市四区町 680番地4	平成 31 (2019)年 4月1日	特定福祉用 具販売
------------	---------------------------	----------------------------------	--------------------	--------------------------	--------------

## 栃木県告示第224号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成31(2019)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
0960290138	株式会社ライカ 代表取締役 斎藤 季子	訪問看護ステーションとことこ	足利市山下町876番地2	平成 31 (2019)年 4月1日	介護予防訪問看護
0970203436	医療法人愛恵会 理事長 伊勢 和宏	あいファミリークリニック足利	足利市寺岡町字宿郷505番地1	平成 31 (2019)年 4月1日	介護予防訪問リハビリテーション
0951380021	医療法人社団葵会 理事長 新谷 幸義	介護老人保健施設葵の園・那須塩原	那須塩原市鍋掛1088-719	平成 31 (2019)年 4月1日	介護予防通所リハビリテーション
0970203444	社会福祉法人シーズズ 理事長 売野 安和	特別養護老人ホームあしかが西の杜	足利市山下町2422番地1	平成 31 (2019)年 4月1日	介護予防短期入所生活介護
0970802823	社会福祉法人明朗会 理事長 野口 起生	短期入所生活介護事業所ソレイユ思川	小山市松沼579番地1	平成 31 (2019)年 4月1日	介護予防短期入所生活介護
0951380021	医療法人社団葵会 理事長 新谷 幸義	介護老人保健施設葵の園・那須塩原	那須塩原市鍋掛1088-719	平成 31 (2019)年 4月1日	介護予防短期入所療養介護
0970302139	株式会社東京インテリア メディカルサービス 代表取締役 根本 勝雄	東京インテリアMS栃木	栃木市平柳町一丁目35番31号	平成 31 (2019)年 4月1日	介護予防福祉用具貸与
0971301577	トーモク株式会社 代表取締役 斎藤 敬	トーモク株式会社 ホームケア事業部 ケアショップなす	那須塩原市四区町 680番地4	平成 31 (2019)年 4月1日	介護予防福祉用具貸与
0970302139	株式会社東京インテリア メディカルサービス 代表取締役 根本 勝雄	東京インテリアMS栃木	栃木市平柳町一丁目35番31号	平成 31 (2019)年 4月1日	特定介護予防福祉用具販売
0971301577	トーモク株式会社 代表取締役 斎藤 敬	トーモク株式会社 ホームケア事業部 ケアショップなす	那須塩原市四区町 680番地4	平成 31 (2019)年 4月1日	特定介護予防福祉用具販売

## 栃木県告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	開設者の 名称又は氏名	介護老人保健施設		許可の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0951380021	医療法人社団葵会 理事長 新谷 幸義	介護老人保健施設 葵の園・那須塩原	那須塩原市鍋掛 1088-719	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	介護老人保 健施設

## 栃木県告示第226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970400842	有限会社なごみ 代表取締役 山口 勉	ホームヘルプなごみ	佐野市田沼町565 番地2	平成 31 (2019) 年 3 月 31 日	訪問介護
0972600167	社会福祉法人慈愛会 理事長 遠島 文男	ヘルパーステー ションエリム	さくら市鍛冶ヶ沢 57番地1	平成 31 (2019) 年 3 月 31 日	訪問介護
0972600183	社会福祉法人薫陶会 理事長 菅又 剛三郎	特別養護老人ホ ーム高根沢のぞみ苑 ホームヘルプサ ービス	塩谷郡高根沢町花 岡2158番地10	平成 31 (2019) 年 3 月 31 日	訪問介護
0970401675	ウェルエージング株式会 社 代表取締役 坂田 肇	佐野市犬伏デイ サービスセンター わかくさ	佐野市犬伏下町 1765番地1	平成 31 (2019) 年 3 月 31 日	通所介護
0971500178	株式会社メディカル ファーマシー 代表取締役 和田 功	ミキ薬局那須南店	那須烏山市中央三 丁目1番地14	平成 31 (2019) 年 3 月 31 日	居宅療養管 理指導
0970401196	株式会社匠コーポレー ション 代表取締役 小平 昌利	介護の匠	佐野市船越町2622 番地3	平成 31 (2019) 年 3 月 31 日	福祉用具貸 与
0970500666	有限会社進化 代表取締役 柴原 直人	デイサービスかぞ く	鹿沼市上石川568 番地10	平成 31 (2019) 年 3 月 31 日	福祉用具貸 与

0971100490	株式会社エイチユージー 代表取締役 坂井 則夫	ルフラン	矢板市扇町二丁目 5番17号	平成 31 (2019)年 3月31日	福祉用具貸 与
0970401196	株式会社匠コーポレー ション 代表取締役 小平 昌利	介護の匠	佐野市船越町2622 番地3	平成 31 (2019)年 3月31日	特定福祉用 具販売
0970500666	有限会社進化 代表取締役 柴原 直人	デイサービスかぞ く	鹿沼市上石川568 番地10	平成 31 (2019)年 3月31日	特定福祉用 具販売
0971100490	株式会社エイチユージー 代表取締役 坂井 則夫	ルフラン	矢板市扇町二丁目 5番17号	平成 31 (2019)年 3月31日	特定福祉用 具販売
0972100630	株式会社ジョイフル本田 代表取締役社長 矢口 幸夫	株式会社ジョイフ ル本田宇都宮店	河内郡上三川町磯 岡421番地1	平成 31 (2019)年 3月31日	特定福祉用 具販売

## 栃木県告示第227号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成31(2019)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
0971500178	株式会社メディカル ファーマシー 代表取締役 和田 功	ミキ薬局那須南店	那須烏山市中央三 丁目1番地14	平成 31 (2019)年 3月31日	介護予防居 宅療養管理 指導
0970401196	株式会社匠コーポレー ション 代表取締役 小平 昌利	介護の匠	佐野市船越町2622 番地3	平成 31 (2019)年 3月31日	介護予防福 祉用具貸与
0971100490	株式会社エイチユージー 代表取締役 坂井 則夫	ルフラン	矢板市扇町二丁目 5番17号	平成 31 (2019)年 3月31日	介護予防福 祉用具貸与
0970401196	株式会社匠コーポレー ション 代表取締役 小平 昌利	介護の匠	佐野市船越町2622 番地3	平成 31 (2019)年 3月31日	特定介護予 防福祉用具 販売
0971100490	株式会社エイチユージー 代表取締役 坂井 則夫	ルフラン	矢板市扇町二丁目 5番17号	平成 31 (2019)年 3月31日	特定介護予 防福祉用具 販売
0972100630	株式会社ジョイフル本田 代表取締役社長 矢口 幸夫	株式会社ジョイフ ル本田宇都宮店	河内郡上三川町磯 岡421番地1	平成 31 (2019)年 3月31日	特定介護予 防福祉用具 販売

(高齢対策課)

## 栃木県告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 4 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
わかば薬局 平出店	宇都宮市平出町 3866-1	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	精神通院医療
ゲート薬局	宇都宮市南高砂町 11-4	株式会社メディカルゲートシステム 代表取締役 重本 勝巳	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	精神通院医療
コアラ薬局	佐野市赤坂町167	ルナ調剤株式会社 代表取締役 萩原 光朗	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	精神通院医療
そらいろ調剤薬局	栃木市大平町新 1065-2	株式会社アポニーズ 代表取締役 下田 明範	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	精神通院医療
ミキ薬局 那須南店	那須烏山市中央3- 1-14	株式会社市山 代表取締役 石橋 弘忠	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	精神通院医療
訪問看護ステーションFullness (ふるねす)	宇都宮市陽南2-14- 22 マーベラスYK 102	株式会社Y T W 代表取締役 金田 康弘	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	精神通院医療
アウル訪問看護ステーション	宇都宮市平松本町 1221-12 コーポゼ ジュールA202	株式会社ケアラボ 代表取締役 田中 宏昌	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	精神通院医療

## 栃木県告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 4 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
コスモ薬局 真岡店	真岡市熊倉町931	ファーマシー中山株式会社 代表取締役 中山 克憲	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	育成医療及び 更生医療
カワチ薬局 城内店	栃木市城内町2-2- 17	株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	育成医療及び 更生医療
ゆうせい薬局	大田原市新富町3- 3697-1	株式会社まつや薬局 代表取締役 松本 寿広	平成31 (2019) 年 4 月 1 日	育成医療及び 更生医療

## 栃木県告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
芳賀赤十字訪問看護 ステーション	真岡市中郷271 (真岡市台町2461)	日本赤十字社 社長 近衛 忠輝	平成31（2019）年 3月1日	精神通院医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

## 栃木県告示第231号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
芳賀赤十字訪問看護 ステーション	真岡市中郷271 (真岡市台町2461)	日本赤十字社 社長 近衛 忠輝	平成31（2019）年 3月1日	育成医療及び 更生医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

## 栃木県告示第232号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
ワイアンドワイ薬局	壬生町福和田1003- 7	有限会社ワイアンドワイ 代表取締役 野口 豊	平成31（2019）年 3月31日	精神通院医療
みどりや薬局	さくら市喜連川 4362-1	斎藤 陽子	平成31（2019）年 3月31日	精神通院医療
有限会社菱沼薬局	宇都宮市曲師町2- 11	有限会社菱沼薬局 代表取締役 菱沼 昌之	平成31（2019）年 3月31日	精神通院医療

## 栃木県告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
有限会社すけど薬局	足利市助戸仲町479番地	有限会社すけど薬局 代表取締役 川田 賀津子	平成29 (2017) 年 9月30日	育成医療及び 更生医療
さくら薬局 栃木真岡店	真岡市田町2560番地2	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	平成31 (2019) 年 3月8日	育成医療及び 更生医療
ミキ薬局 那須南店	那須烏山市中央3-1-14	株式会社メディカル ファーマシー 代表取締役 和田 功	平成31 (2019) 年 3月31日	育成医療及び 更生医療

(障害福祉課)

## 栃木県告示第234号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、平成31（2019）年3月31日付けで、次のとおり私立学校の廃止を認可した。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	設 置 者
清愛幼稚園	宇都宮市西3丁目5番11号	学校法人清愛学園
釜井台幼稚園	宇都宮市下岡本町4548番地4	学校法人やまごき学園
矢場川幼稚園	足利市里矢場町甲2261番地1	学校法人矢場川幼稚園
足利めぐみ幼稚園	足利市小俣町660番地4	学校法人小俣学園
鹿沼みどり幼稚園	鹿沼市幸町2丁目46番地	学校法人鹿沼みどり学園
聖ヨゼフ幼稚園	日光市瀬川199番地	学校法人北関東カトリック学園
栗の実幼稚園	小山市神鳥谷1丁目5番11号	学校法人栗の実学園
にしだ幼稚園	真岡市飯貝178番地	学校法人西田学園
矢板幼稚園	矢板市本町8番13号	学校法人矢板学園
すみれ幼稚園	矢板市末広町2番地1	学校法人すみれ幼稚園
野ばら幼稚園	下野市中大領386番地1	学校法人伊沢学園
薬師寺幼稚園	下野市薬師寺1584番地2	学校法人内木学園

(こども政策課)

## 栃木県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年4月23日から同年5月22日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 仙波鍋山線

道路の区域



整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
202	前	佐野市仙波町字皆ヶ作1500-5から 佐野市仙波町字ヲソガ作1329まで	14.0～39.5	120.0	
	後	佐野市仙波町字皆ヶ作1500-5から 佐野市仙波町字ヲソガ作1329まで	14.0～40.5	120.0	

### 栃木県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年4月23日から同年5月22日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道408号	宇都宮市ゆいの杜1丁目3番7から 宇都宮市ゆいの杜1丁目3番7まで	平成31（2019）年 4月25日
	一般国道408号	宇都宮市ゆいの杜1丁目3番6から 宇都宮市ゆいの杜1丁目3番3まで	平成31（2019）年 4月25日
	一般国道408号	宇都宮市刈沼町字中島66番1から 宇都宮市刈沼町字中島21番まで	平成31（2019）年 4月23日

（道路保全課）

## 公 告

### ○平成31（2019）年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく平成31（2019）年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳にそれぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者

#### 2 狩猟免許試験の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	試験を実施する 狩 猟 免 許 の 種 類	実施事務所
7月21日(日) 午前9時30分から	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
同 上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所
7月31日(水) 午前9時30分から	県西環境森林事務所	日光市瀬川51-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所
同 上	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	わな猟免許 第一種銃猟免許	矢板森 林 管理事務所
8月25日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	県東環境 森林事務所
同 上	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
10月20日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	矢板森 林 管理事務所
同 上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所
11月24日(日) 午前9時30分から	鹿沼市民情報センター	鹿沼市文化橋町1982- 18	わな猟免許	県西環境 森林事務所
同 上	県芳賀庁舎	真岡市荒町116-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	県東環境 森林事務所

## 3 試験の内容

狩猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。  
なお、技能試験は、適性試験及び知識試験に合格した者を対象とする。

試 験 科 目	内 容
適 性 試 験	1 視力 2 聴力 3 運動能力
技 能 試 験	1 猟具の判別 (第一種、第二種銃猟免許を除く。) 2 猟具の架設 (第一種、第二種銃猟免許を除く。) 3 猟具の取扱い (網猟、わな猟免許を除く。) 4 鳥獣の判別 5 距離の目測 (網猟、わな猟免許を除く。)
知 識 試 験	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識についての筆記試験

## 4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
  - (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
  - (3) 住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。）
  - (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
  - (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）
- 5 受験申請場所  
申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所
- 6 受験申請期間  
試験の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）
- 7 試験手数料  
狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。
- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者・・・・・・・・・・3,900円
  - (2) (1)以外の者・・・・・・・・・・5,200円
- 8 その他
- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。  
なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手（消費税及び地方消費税の税率改定があった場合は、改定後の額）を貼付したもの）を同封すること。
  - (2) この試験についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

○平成31（2019）年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成31（2019）年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福田 富一

- 1 対象者
  - (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成31（2019）年9月14日をもって満了する者
  - (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成31（2019）年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。
- 2 適性検査及び講習の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	実 施 事 務 所
6月6日（木） 午前9時30分から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
6月13日（木） 午後1時30分から	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所
6月16日（日） 午前9時から	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	県北環境森林事務所

6月20日(木) 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月21日(金) 午後1時30分から	県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	県北環境森林事務所
6月21日(金) 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月23日(日) 午後1時から	鹿沼市北押原コミュニティセンター	鹿沼市縦山町162-2	県西環境森林事務所
6月23日(日) 午前9時30分から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
7月2日(火) 午前9時から	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	県西環境森林事務所
7月4日(木) 午後1時30分から	県芳賀庁舎	真岡市荒町116-1	県東環境森林事務所
9月8日(日) 午後1時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地15-1	県東環境森林事務所

## 3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力 2 聴力 3 運動能力
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 鳥獣の保護及び管理

## 4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (3) 住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。)
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書(申請日前3月以内のもの)

ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(ア又はイに該当する者を除く。)

## 5 狩猟免許更新申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

## 6 狩猟免許更新申請期間

適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで)

7 狩猟免許更新手数料

狩猟免許更新申請書に2,900円分の栃木県収入証紙を貼付すること。

8 その他

(1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手（消費税及び地方消費税の税率改定があった場合は、改定後の額）を貼付したものを）を同封すること。

(2) この適性検査及び講習についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行くこと。

（自然環境課）

○とちぎ福祉プラザの利用料金の承認

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例（平成12年栃木県条例第34号）第9条第2項後段の規定により平成31（2019）年10月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則（平成12年栃木県規則第125号）第17条の規定により公告する。

平成31（2019）年4月23日

栃木県知事 福田 富 一

1 本館の利用料金

(1) 会議室等

施設区分		利用時間区分		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
第1研修室		2,500円	3,350円	2,500円
第2研修室		3,130円	4,180円	3,130円
福祉研修室	A	3,130円	4,180円	3,130円
	B	2,500円	3,350円	2,500円
特別会議室		2,500円	3,350円	2,500円
201会議室		1,250円	1,670円	1,250円
301会議室		1,560円	2,080円	1,560円
401会議室		1,560円	2,080円	1,560円
402会議室		1,250円	1,670円	1,250円
403会議室		1,250円	1,670円	1,250円
多目的ホール		9,420円	12,500円	9,420円
和室		1,250円	1,670円	1,250円
調理実習室		1,560円	2,080円	1,560円

(2) レクリエーション室

ア 専用利用の場合

施設区分		利用時間区分		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
レクリエーション室		2,500円	3,350円	2,500円

イ 普通利用の場合

施設区分	利用時間区分	午前9時から午後9時まで
レクリエーション室		1人1回(2時間)あたり100円

## 備考

- やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間(2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。)に利用する場合の施設の利用料金の額は、(3)の時間外の利用料金の表に定める額とする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料(名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。)を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。

## (3) 時間外の利用料金

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額(円)
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の額に100分の25を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額
午後9時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後9時までの利用料金の額に100分の25を乗じて得た額

## 備考

- この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

## (4) 附属設備及び器具の利用料金

名 称	施 設 区 分	単 位	利 用 料 金
オーバーヘッドプロジェクター	(1)及び(2)アの施設の利用料金の表に掲げる施設、その他	式	200円
CCDカメラ一体型液晶データプロジェクター	(1)及び(2)アの施設の利用料金の表に掲げる施設、その他	式	2,200円
ピアノ	多目的ホール	台	3,450円
持込器具電源利用料	多目的ホール	500W	200円

## 備考

- この表における利用料金の額は、(1)及び(2)アの施設の利用料金の表に定める利用時間区分ごとの額とする。
- この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料(名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。)を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

## 2 障害者スポーツセンターの利用料金

## (1) アリーナ等

## ア 専用利用の場合

施設区分	利用時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
------	--------	----------------	------------------	------------------	------------------

アリーナ（全面）	3,800円	5,720円	3,810円	3,810円
アリーナ（半面）	1,900円	2,860円	1,900円	1,900円
サウンドテーブルテニス室1	1,250円	1,670円	830円	830円
サウンドテーブルテニス室2	1,250円	1,670円	830円	830円
観覧室兼多目的室	1,900円	2,860円	1,900円	1,900円

## イ 普通利用の場合

## (ア) アリーナ、サウンドテーブルテニス室1・2、観覧室兼多目的室

利用時間区分 単位	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下（1回につき）	220円	220円	220円
その他の者（1回につき）	430円	430円	430円

## (イ) トレーニングコーナー

利用時間区分 単位	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下（1回につき）	270円	270円	270円
その他の者（1回につき）	530円	530円	530円

## (2) 会議室

施設区分 利用時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
会議室	1,560円	2,080円	1,030円	1,030円

## 備考

- やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の額は、(3)の時間外の利用料金の表に定める額とする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。

## (3) 時間外の利用料金

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の額に100分の25を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額
午後9時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後7時から午後9時までの利用料金の額に100分の25を乗じて得た額

## 備考

- この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。  
(保健福祉課)

## ○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退

任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 4 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
下 飯 田 土地改良区	理 事	安納 輝雄		宇都宮市飯田町502	平 成 31 (2019) . 3 . 31	
	〃	安納 久	安納 久	〃 〃 407	〃	平 成 31 (2019) . 4 . 1
	〃	安納 訓彦	安納 訓彦	〃 〃 207- 2	〃	〃
	〃	安納 智幸	安納 智幸	〃 〃 498	〃	〃
	〃	安納 豊	安納 豊	〃 〃 102- 1	〃	〃
	〃	安納 忠	安納 忠	〃 〃 366- 1	〃	〃
	〃		安納 正義	〃 〃 408- 1		〃
	監 事	福田 修一		〃 〃 34	平 成 31 (2019) . 3 . 31	
	〃	安納 恭司	安納 恭司	〃 〃 392	〃	平 成 31 (2019) . 4 . 1
	〃	安納 広	安納 広	〃 〃 482	〃	〃
	〃		安納 輝雄	〃 〃 502		〃
上 三 川 町 土地改良区	理 事	青柳 政良		河内郡上三川町大字上郷161	平 成 31 (2019) . 3 . 31	
	〃	上野 栄		〃 〃 〃 620- 2	〃	
	〃	杉山 進		〃 〃 大字西蓼沼128	〃	
	〃	野沢 育彦		〃 〃 大字西汗732- 1	〃	
	〃	高橋 勇一		〃 〃 大字上三川4887	〃	
	〃	猪瀬嘉一郎		〃 〃 〃 121	〃	
	〃	黒須 實		〃 〃 大字坂上1038	〃	
	〃	古口 隆一		〃 〃 大字川中子1490	〃	
	〃	塚原 好夫		〃 〃 大字上蒲生863	〃	
	〃	海老原 悟		〃 〃 大字坂上578	〃	
	〃	蓬田 薫		〃 〃 大字梁421- 1	〃	
	〃	高木 康晴		〃 〃 大字多功1882	〃	
	〃	高田 洋男	高田 洋男	〃 〃 大字東蓼沼849	〃	平 成 31 (2019) . 4 . 1



理事	小川 英雄	小川 英雄	河内郡上三川町大字東汗260	平成31 (2019). 3.31	平成31 (2019). 4.1
〃	笠原 利夫	笠原 利夫	〃 〃 大字上三川2972	〃	〃
〃	生出 慶一	生出 慶一	〃 〃 大字石田815	〃	〃
〃	森 昭夫	森 昭夫	〃 〃 大字上三川4359	〃	〃
〃	田村 陽壽	田村 陽壽	〃 〃 大字下蒲生216	〃	〃
〃	野沢 一夫	野沢 一夫	〃 〃 大字多功1149-1	〃	〃
〃	柳田 和男	柳田 和男	〃 〃 大字石田1574	〃	〃
〃	津野田哲男	津野田哲男	〃 〃 大字上神主99	〃	〃
〃		仁平 卓伸	〃 〃 大字上郷2982		〃
〃		仁平 三子	〃 〃 〃 1153		〃
〃		小林連太郎	〃 〃 大字西蓼沼209		〃
〃		石濱 文伯	〃 〃 大字西汗198		〃
〃		猪瀬 尚孝	〃 〃 大字上三川4926-1		〃
〃		上野 健一	〃 〃 大字三本木243		〃
〃		上野 敏光	〃 〃 大字坂上408		〃
〃		高橋 友治	〃 〃 大字川中子570-1		〃
〃		猪瀬 貞夫	〃 〃 大字上蒲生739		〃
〃		上野 茂樹	〃 〃 大字三村318		〃
〃		高山 完治	〃 〃 大字梁340		〃
〃		小澤 操	〃 〃 天神町22-5		〃
監事	赤羽 和之		〃 〃 大字東汗1107	平成31 (2019). 3.31	
〃	小島 信雄		〃 〃 大字川中子606	〃	
〃	上野 勝	上野 勝	〃 〃 大字多功1561	〃	平成31 (2019). 4.1
〃		青柳 政良	〃 〃 大字上郷161		〃
〃		塚原 好夫	〃 〃 大字上蒲生863		〃

## ○土地改良区営土地改良事業の換地処分の届出

土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第3項の規定により、小山市美田東部土地改良区の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第4項の規定により公告する。

平成31(2019)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

1 換地処分の年月日

平成31(2019)年4月4日

2 換地処分の内容

平成31 (2019) 年 3 月 27 日 付け 栃 木 県 指 令 下 農 振 第 1330-1 号 で 認 可 し た 換 地 計 画 の と お り。

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成31 (2019) 年 1 月 25 日 付 け の 栃 木 県 公 報 で 公 示 し た 「 公 共 測 量 の 実 施 」 に つ い て 、 測 量 法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 188 号 ) 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 栃 木 市 長 か ら 、 そ の 公 共 測 量 が 終 わ っ た 旨 通 知 が あ っ た の で 、 同 法 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 公 示 す る。

平成31 (2019) 年 4 月 23 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (空中写真撮影)

2 作業地域

栃木市全域

3 作業期間

平成31 (2019) 年 1 月 15 日 から 同 年 3 月 29 日 まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 4 月 23 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下野市磯部字中口721番4、721番3	下野市磯部721番地	澤 野 昇 平
下野市小金井字テシコ1799番19	下野市小金井一丁目2番地16レーベン ンドルフB棟101号	篠 田 真 澄 篠 田 佳 澄
下都賀郡野木町大字野渡字新田裏954番1	下都賀郡野木町大字若林58番地1ハ イツKⅡ-202号	原 康 平 原 実 咲
下野市薬師寺字落内1578番、1580番、1584番 1、1584番2、1584番3、1584番4、1584番 5、1588番1、1592番2、1593番 (開発行為に関する工事) 下野市薬師寺字落内1584番6の一部、1600番 3の一部、1600番4の一部、1582番1地先、 1584番2地先、1600番3地先、1600番4地 先、字四丁目1461番3の一部、1461番4、 1461番5、1461番4地先、字西谷田2350番5 の一部、2350番5地先、2350番6地先、2350 番7地先	下野市薬師寺1584番地2	学校法人内木学園

(都市計画課)